

2017年9月
第13号

2017年9月14日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

미래・ミレ通信

ミレとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>
mail : info@msk-f.net

目次:

第13回裁判について 1

他地方の裁判状況 2

広島・大阪の判決について 3
弁護士 服部貴明

朝鮮学校励ましの 3
全国行脚・福岡から

広がる支援の輪(韓国) 4
瑞木実 本会事務局長

裁判支援グッズ第2弾！ 4
付箋販売のお知らせ



第13回裁判について

■ 第13回裁判(口頭弁論)

第13回口頭弁論が5月25日(木)、福岡地裁小倉支部で開かれました。

42席の傍聴券を求め、裁判所には126人が集まりました。

前回の裁判から右陪席(傍聴席から向かって左側)の裁判官が交代したことに伴い、今回の法廷では改めて原告本人の意見陳述が行われました。

提訴時は九州朝鮮高校の生徒であり、現在は県内の朝鮮学校で教員をしている原告の1人が、在学当時の経験や朝鮮学校への思いなどを述べました。

今回、原告(朝鮮学園)は被告(国)の第8準備書面に反論する第21準備書面を提出し、弁護団を代表して清田美喜弁護士が書面の要旨を法廷で陳述しました。

清田弁護士は、九州朝鮮高校の不指定処分や規則ハ号の削除は、就学支援金を申請したのが朝鮮学校であるがゆえの結論ありきの処分であり、いずれも後付けにすぎないとし、被告が繰り返す主張に再度反論しました。

さらに、朝鮮高校生徒たちにとって高校無償化が適用されることは、日本の学生と同じように自分たちの学ぶ意欲も日本国がサポートしてくれるという自信と励ましになるが、逆にそれが自分たちだけに支払われないということは、生徒たちに「あなたたちは朝鮮学校に通っているから、在日朝鮮人だから、他の日本の学生

と同じように就学支援金を受け取ることはできない」といったメッセージを発するものとなると強調しました。

「アイデンティティとは、人が何ゆえに自分を自分であると思うかということであり、原告らにとってはその答えの一つが、自分は在日朝鮮人であるということです。… その原告たちを在日朝鮮人であるがゆえに差別すること、朝鮮学校を差別することは、原告たちが『これが自分だ』と思っているまさにその部分を否定し、傷付けるものです。」



また、文部科学省の「初等中等教育局財務課高校修学支援室」が高校無償化法に関連し各朝鮮高校への調査を行っていることから、原告は無償化法制定から朝鮮高校除外に至るまでの事情について同支援室室長への尋問実施を求め、求釈明申立書を提出しました。

申立書では、

●2009年8月30日の衆議院総選挙以降から朝鮮高校が不指定処分となった2013年2月20日までの同室長名と在任期間、●2012年12月26日の自民党政権発

미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

足直後に文科省の担当者が、朝鮮高校の指定・不指定に関して下村文科大臣に説明した際に用いた資料の開示、●修学支援室長が交代する際に作成されているはずの引継ぎ文書の開示などを要求しました。

これに対し被告は、回答書3を通して修学支援室長の名簿と在任期間については答えましたが、下村文科大臣への説明で使われた資料に関してははうやむやな回答に留まりました。また室長交代時の引継ぎ文書については回答がありませんでした。

これらの資料の開示については、原告弁護団が改めて必要性などを文書で提出し、国が回答することとなりました。

法廷終了後、裁判所の別室で原告・被告の代理人と裁判所による進行協議が行われ、今後の裁判の進行について話し合われました。

この裁判を主な担当が、左陪席から右陪席の裁判官(今回新たに加わった裁判官)に代わったことなどもここで報告されました。原告側は、裁判官に何度も要求している朝鮮高校への訪問についても、もう一度アピールしました。

■ 報告集会



その後の裁判報告会では、弁護団事務局長の金敏寛弁護士がこの日の裁判手続きや各地裁判の状況、今後の流れについて説明しました。

安元隆治弁護士は、修学支援室に関する求釈明申立書について補足し、「他地域に比べて裁判の進行が遅いが、民事訴訟では控訴審になると新たな事実の主張や証拠の提出が難し

くなるため、今の段階でできる限りのことをやっておくことが後の真相解明においても非常に重要だ」と話しました。



同日、裁判抽選にもれた方々を中心にミニ学習会が行われ、在日朝鮮人人権協会 金東鶴事務局長が「二重基準と二枚舌・高校無償化裁判をめぐる日本政府のロジック」と題した講演を行いました。

講演では、裁判の過程で赤裸々となってきた事実が詳細な資料と共に説明され、被告「国」の矛盾が浮き彫りにされました。金事務局長は講演の最後に裁判闘争を闘い抜き「禍」を「福」に転じていこうと結びました。



次回の第14回口頭弁論は、9月14日(木)14時から行われます。

次回裁判までの間、双方の代理人と裁判所で進行協議を行い、最終段階となる証人尋問をどのように行うか、具体的に検討される予定です。

▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽

詳細は、別項で記述しますが、この間、広島と大阪で判決が出ました。

真逆の判決に対してどちらが正しいかは誰の目にもあきらかです。

また、当時の担当者ともいえる前文科省次官が「朝鮮学校は当然、無償

化の対象になるはずでした。不指定となり、極めて無念な思いをしました」「せめて司法で救済してほしい」と新聞取材の中で訴えた事は今回の裁判の本質を語るものだと思います。

東京、愛知での裁判結果も含めてみんなで力を合わせて最後まで頑張っていきましょう。



他地方の裁判状況

■ 広島

7月19日(水)に敗訴判決が下され、8月1日(火)に控訴しました。不当な判決に屈せず最後まで頑張らましよう!

■ 大阪

7月28日(金)に勝訴判決が出ました。裁判官の心を動かし、判決に魂を吹き込んだ当事者、支援者、弁護団に心から敬意を表します。

■ 東京

9月13日(水)に判決が出る予定です。

■ 愛知

第24回口頭弁論が7月12日(水)に行われました。弁護団の証拠調べ(証人尋問)の申請に対し必要性がないと強弁する裁判官らに対し、忌避申立を行いました。申立は7月21日(金)に地裁で却下され高裁で審理中です。



2017年9月

広島・大阪の無償化裁判判決について 弁護士 服部貴明



1. 弁護団長ではない弁護士の服部です。広島判決(52頁)と大阪判決(101頁)について、ざっくりですが、見解

を述べます。なお、この記事について弁護団の決裁は受けておりませんので私の私見であることをご了承ください。

2. ご存じのとおり、広島では、無償化法に基づく不指定処分取消・指定処分義務付け・国賠法上の損害賠償を請求しましたが広島地裁はいずれの請求も退けました。他方、大阪では、不指定処分取消・指定処分義務付けを請求し、大阪地裁はいずれの請求も認めました。何故、このようなことが起こるのでしょ

3. 民事訴訟法では、自由心証主義といって、事実認定についてはその裁判にたずさわる裁判官が証拠に基づいて自由に心証を形成し、事実を認定します。これによって、同じ事案であっても、裁判ごとに認定される事実が異なる場合があります。また、法律の解釈・適用についても、最高裁判所などの上級審の判断が無い場合には、各裁判所が個別に正しいと考える法律の解釈・適用を行います。それから、広島、大阪の各学校ごとの個別の事情の違いもあります。このような理由で、裁判所ごとに違う判断が出る場合があります。

4. 広島判決が私たちの請求を退けた主な理由はざっくりいうと、こうです。広島の学校法人が平成20年頃に行った本件とは別の民事裁判において自ら主張しているとおり、学校法人理事長は朝鮮総連の強力な指導の下にあったこと、学校法人の名義や資産を流用した過去があることな

どから、今後もそのような事態が起こり得ると国が懸念することに理由がないとは言い難い。就学支援金を支給しても、生徒の授業料に充てられず他に流用される懸念があると思われるでも仕方がない。だから文部科学大臣の判断に違法はない、ということでした。国による政治外交目的の処分であることには特段触れず、被告国の主張を表面的になぞるような印象を持ちました。

5. 大阪判決が私たちの請求を認めた理由はざっくりいうと、こうです。就学支援金支給法の趣旨から、無償化法の定めた教育の機会均等の確保とは無関係な外交的・政治的判断は許されない。文部科学大臣の不指定処分は外交的・政治的判断に基づくもので違法である。無償化法の要件該当性は学校法人が明らかにしなければならぬが、他の外国人学校と同様の要件充足を学校法人が明らかにすれば、今度は逆に、国が要件を充たさないと疑いを抱かせる特段の事情を提示しない限り要件該当性が認められる。本件でそのような事情は無い。よって、就学支援金を支給すべき、ということでした。

6. 私の印象で言うと、広島判決は国に広い裁量を認め、形式的で簡単な理由をつけて人権侵害等の憲法違反もないとするなど、この種の訴訟で国を勝たせるための典型的な理屈のように感じられます。国の主張の背後にある政治外交目的には気が付かないはずがないの見

て見ぬふりでした。他方で、大阪判決については、裁判所が三権分立という国家運営制度の中で、人権救済の最後の砦としての裁判所の役割を認識し、法律の原理原則に基づいて法律を解釈適用して、丁寧に事実認定を行ったのだと感じます。しっかりと被告国の主張の背後にある政治外交目的を認定しました。裁判官としてもとても勇気のいることだったと思います。大阪判決の判決書が広島判決の2倍くらいのボリュームがある点でも、法律解釈・事実認定とも丁寧になされていることが感じられます。

7. 広島・大阪両判決の今後の裁判への影響についてですが、特筆すべきは、大阪判決の3人の裁判官のうち、2人が最高裁判所調査官を経験している人である、ということです。最高裁判所調査官は、最高裁判所が行う裁判について最高裁判事を助け、実質的に実務を担う裁判官です。裁判官の中でも優秀な人の中から選ばれます。大阪判決の内容を見ても、判断枠組みの設定やその理由などの説得力は広島判決とは比べ物にならないほど優秀であると考えています。今後判決をする裁判所としても、大阪判決は無視しづらいのではないかと思います。

8. 上記のような明らかな事情もありますが、国を相手とする訴訟なので気を抜くことはできません。今後も弁護団は全力を尽くします。私も微力ながら弁護団の負担軽減のためにできることはお手伝いしたいと思っています。応援よろしくお願いします。

朝鮮学校励ましの全国行脚(高校無償化裁判勝利) 福岡から始まる!

「高校無償化からの朝鮮学校排除に反対する連絡会」の長谷川和男代表が全国の「朝鮮学校で学ぶ子どもたちを励まし、先生たちを勇気づけたい」と全国行脚に取り組んでいます。

6月20日、日本各地の朝鮮学校の中で最南端にある福岡初級を出発点にし

て、北九州～山口～広島～四国～神戸～大阪～東京～北海道の全国の朝鮮学校を行脚する予定です。

長谷川さんの福岡・北九州での行動は、以下の通りでした。

○6月20日(火) 福岡市東区和白にある福岡朝鮮初級学校を訪問、日朝学

すべての子どもには学びへの権利があります！

術教育交流協会の中村元気会長、福岡県教職員組合の梶原正実前委員長が同行しました。

子どもたちによる歓迎集会、長谷川さんによるお話、オモニ会との意見交換会が行われました。

また、「福岡地区朝鮮学校を支援する会」の会合と懇親会に出席し親睦を深めました。

○6月21日(水)、北九州市八幡西区折尾の九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校を訪問、朝鮮学校を支える会及び本会の瑞木実事務局長が同行しました。

学校長らとの懇談、校内見学の後、全校集会では朝鮮学校への差別に反対する熱い思いを語りました。講演後に高校生たちが近寄り、熱い握手を交わし記念の写真を撮る姿がありました。子どもたちにとって、自分たちのことを考えてくれている日本人がいることに感激しているようでした。



夕方から、小倉駅前では高校無償化裁判の弁護団、支援者や朝鮮学校を支える会有志とともに街頭宣伝行動に取り組み、その後懇親会を行い親睦を深めました。



広がる支援の輪(韓国) 瑞木実 本会事務局長

朝鮮高校のみを高校無償化から排除した日本政府の行為に対して全国各地で反対の運動が展開され、その勢いは、韓国にも広がっています。7月30日(日)、「韓国ウリハッキョと子どもたちを守る市民の会」との交流を行いました。

昼過ぎにソウルの日本大使館前に到着。日本国内で話題になっている慰安婦少女像の前でプラカードを掲げている韓国の方々との面会しました。プラカードにはハングル語と日本語で「朝鮮学校差別反対 高校無償化適用！」と書いてありました。思わず握手。事前に用意したハングル文書を渡し、身振り、手振りで話すのがうまく伝わらず…(ハングル講座を真面目にしていればと深く反省!)慌てて、国際電話で朝鮮学校関係者に連絡し、携帯電話を介した三者会話となりました。会話内容の概略

は以下の通りです。

2014年12月5日から毎週金曜日に「金曜行動」としてソウルの日本大使館まで抗議行動をしている。すでに80回以上取り組んでいる。今後も取り組む。「朝鮮学校への差別反対」「高校無償化適用」「子どもたちよがんばれ!」「統一祖国を創っていく私たちがいる」と訴えている。多くの女性と青年・学生・労働者・宗教人・各種市民団体が参加している。同胞のために頑張っている日本人がいることに感激している。機会があれば、是非福岡に訪れたい。との事でした。



2015年(東京)の高校無償化実現全国統一集會にウリハッキョと子どもたちを守る市民の会(ソン・ミヒ共同代表)が参加し、日本政府の行為に強い反対声明を行いました。2016年(大阪)の全国集會では、裁判に取り組んでいる5地区に韓国の人々の熱いメッセージを記した大型垂れ幕が寄贈されました。

各地でも韓国との高校無償化裁判の交流が行われています。



無償化裁判を財政的に支援する為のグッズ販売第2弾は九州中高美術部の生徒たちがデザインした付箋。多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

■ 内容:1冊50枚綴り

■ 価格:200円

■ 注文:FAX、メール、電話で受付

■ 発送方法

⇒ 注文冊数に応じてご相談させていただきます。

■ 注文方法

⇒ 電話:学校を通じてお買い求め下さい。TEL 093-691-4431

⇒ メール:info@msk-f.net

⇒ FAX:093-691-4441

⇒ メール、FAXにてご注文の場合、件名に『裁判支援グッズ希望』と記入され、注文者名、発送先、必要冊数を明記の上、ご注文下さい。

■ 振込先

福岡銀行折尾支店(普)2988609
朝鮮学校無償化実現
福岡連絡協議会 事務局
ユン キョンリョン

